

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分) 1. 対象について

No	内容	質 問	回 答
1-1	対象について	今回の支援金について、支援の対象となる事業所等を教えてください。	今回の支援対象は、県に指定・指導監督権があり、かつ、県から指定・許可を受けた事業所等、又は、県に対し届出等を行っている事業所等を対象としています。
1-2	対象について	地域密着型サービスを提供していますが、支援の対象にならない理由を教えてください。	地域密着型サービスは、市町村に指定・指導監督権があります。この支援金は、県が独自で行っているものですので、市町村に指定・指導監督権のある事業所等は対象外としています。
1-3	対象について	指定都市(福岡市、北九州市)又は中核市(久留米市)に所在している地域密着型でない施設ですが、支援の対象にならない理由を教えてください。	指定都市(福岡市、北九州市)や中核市(久留米市)に所在する事業所等は、地域密着型サービスと同様に、指定・指導監督権が各市にありますので、県の支援の対象外としています。
1-4	対象について	病院を運営しており、居宅療養管理指導などのサービスを提供していますが、支援の対象にならない理由を教えてください。	本県の指定・許可や本県への届出等なしに実施できるサービスは、県で事業所の有無・運営実態などが把握できず、給付の可否について判断ができないため、対象外としています。
1-5	対象について	同一建物内に、特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、短期入所生活介護など、複数の事業所が入っていますが、それぞれ支援の対象となりますか。	対象となるサービス種別であれば、それぞれ支援の対象となります。ただし、短期入所生活(療養)介護は、併設型又は単独型のみが対象となります(空床利用型は対象外となります)。
1-6	対象について	短期入所生活(療養)介護のうち空床利用型が対象とならない理由を教えてください。	空床利用型は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設入所者が定員に満たないときに利用できますが、空床利用型の定員は、特別養護老人ホーム等の定員の内数となっていますので、対象外としています。
1-7	対象について	同じ事業所で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを提供していますが、介護分と障がい分それぞれの対象となりますか。	同一事業所で介護サービスと併せて障がい福祉サービスを提供している(共生型障がい福祉サービス等を提供している)場合、介護分で申請をお願いします。障がい分も重複して申請することはできません。
1-8	対象について	同じ法人内で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを提供していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	同じ法人内でも同一事業所でない場合はそれぞれ申請できます。同一事業所の場合は、1-7のとおりに介護分での申請をお願いします。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（介護分） 2. 支援額について

No	内容	質 問	回 答
2-1	支援額について	入所系、通所系、訪問系の単価の設定方法について教えてください。	令和6年8月～10月及び令和7年1月～3月の電気代（高圧・低圧）と食材費の物価上昇率を見込んで算出しています。
2-2	支援額について	入所系、通所系は定員ですが、訪問系が事業所単位の理由を教えてください。	入所系・通所系は、定員によって事業所の規模が異なり、運営費等に差が生じるため、それぞれの定員を単位としています。訪問系は定員がないため、事業所単位としています。
2-3	支援額について	令和7年1月1日の定員と実際の入所者（利用者）が違う場合、実際の入所者（利用者）で申請できますか。	事業所等の規模は、定員によって左右されるため、定員での申請をお願いします。
2-4	支援額について	申請前に変更届出等で定員（利用定員）を変更することは可能ですか。	定員は令和7年1月1日時点としていますので、申請前に変更されても、令和7年1月1日時点の定員で算定した支援金の給付となります。
2-5	支援額について	通所サービスを1枠12名を2単位運営していますが、この場合の定員は12名×2単位の24名となりますか、それとも1単位当たりの12名になりますか。	① 同時に一定の距離を置いた2つの場所でサービスを提供している場合には、定員数を24名としてください。 ② 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供している場合には、定員数を12名としてください。
2-6	支援額について	訪問系の事業所に電気区分がない理由を教えてください。	訪問系の事業所は、業務の大部分を事業所外で行っていることから、電気使用量は一般家庭と同等であるとみなし、低圧単価で一律に支援します。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分) 3. 申請方法について

No	内容	質 問	回 答
3-1	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	県ホームページに掲載している申請書(エクセル版又はPDF版)をダウンロードしていただき、記入例を参考に記入ください。 記入後は郵送で、事務局(送付先はホームページ等に掲載)にお送りください。
3-2	申請方法について	添付資料はどのようなものが必要ですか。	①口座の通帳の写しなど、口座内容(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナの全て)が分かるもの ②令和6年8月～10月、令和7年1月～3月使用分のうちいずれかの電気料金請求書等の写し(電気区分が分かるもの) ※訪問系の事業所は提出不要です。
3-3	申請方法について	定員(利用定員)がわかる資料は添付しなくていいですか。	県が管理している台帳システムで令和7年1月1日時点の定員(利用定員)が確認できますので、原則添付は不要ですが、必要に応じて資料を求めることがあります。
3-4	申請方法について	メールやFAXでの申請はできますか。	できません。郵送のみの申請としています。
3-5	申請方法について	送る前に控えなどを残しておいた方がいいですか。	事務局から申請内容について問い合わせる場合がありますので、申請書の写しや電子データを残していただくようお願いします。
3-6	申請方法について	特養、デイサービス、訪問介護の3つのサービス種別を行っている事業者ですが、それぞれのサービス種別の申請時期を分けての申請は可能ですか。	1サービス種別につき、1回申請できますので、複数のサービス種別を実施している場合は、それぞれ申請が可能ですが、重複や漏れを防ぐため、可能な限り1度に法人単位での申請をお願いします。
3-7	申請方法について	高圧電力とはどのような電力のことですか。	本支援金では、高圧電力とは契約電力が50kw以上、または供給電圧が6,000V以上の電力のことを指します。 また、供給地点番号の3桁目が「1」であることをご確認ください。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（介護分） 3. 申請方法について

3-8	申請方法について	低圧電力とはどのような電力のことですか。	本支援金では、低圧電力とは契約電力が50kw未満、または供給電圧が200V以下の電力のことを指します。 また、供給地点番号の3桁目が「0」であることをご確認ください。
3-9	申請方法について	訪問系の事業所については、電気料金の請求書等の写しは必要ありませんか。	訪問系の事業所は必要ありません。なお、入所系・通所系の事業所については、高圧もしくは低圧を受電していることが分かる電気料金の請求書等の写しを提出してください。
3-10	申請方法について	電気料金を法人で一括して契約している場合、支援の対象になりますか。	契約に含まれている事業所等（入所系、通所系）それぞれについて支援を行います。なお、請求書、検針票等の写しを提出する際、一括契約に含まれる事業所等であることを貼り付け台紙に明記してください。
3-11	申請方法について	振込口座に個人名義の口座を利用できますか。	利用できません。個人名義の口座ではなく、法人もしくは事業所名義の口座を記入してください。
3-12	申請方法について	個人印や施設印は利用可能ですか。また、電子印鑑は利用可能ですか。	利用できません。記名押印の場合、必ず法人印を押印してください。また、電子印鑑についても利用できません。
3-13	申請方法について	サテライト事業所は本体事業所とあわせて申請可能ですか。	通所系は本体事業所とあわせて（本体事業所の定員数にサテライト事業所の定員数を足し合わせて）申請してください。ただし、電気の契約形態がそれぞれ異なる場合には、別々に申請してください。 訪問系は本体事業所のみ申請できます。（本体事業所とサテライト事業所をあわせて1事業所とみます）。
3-14	申請方法について	（通所系）本体事業所が高圧受電で、サテライト事業所が低圧受電の場合、サテライト事業所も本体事業所にあわせて高圧受電として申請可能ですか。	できません。電気の契約形態がそれぞれ異なる場合には、別々に申請してください。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分) 4. 記入方法について

No	内容	質 問	回 答
4-1	記入方法について	どのように記入したらいいですか。	記入例を作成していますので、ご確認ください。 申請書の水色または薄い橙色の箇所に入力いただければ完成するようにしています。
4-2	記入方法について	内訳書、通帳貼付用紙が見当たりませんが、どこにありますか。	Excel版の場合は、データを開くと、下の方に「桃色」と「緑色」があります。それぞれ「桃色」が内訳書、「緑色」が貼付用紙となっています。 PDF版の場合は2ページ目が内訳書、3ページ目以降が貼付用紙になっています。
4-3	記入方法について	手書きで記入してもいいですか。	手書きでも構いませんが、できるだけパソコン等で記入ください。
4-4	記入方法について	内訳書の書き方で、事業所数が25を超える場合、どのように記載したら良いですか。	1つの申請に対して、25事業所までとしています。 25を超える場合は、別の申請として、新たに申請書の作成をお願いします。
4-5	記入方法について	申請書の中で、色がついていない部分をクリックしても選択できません。どうしたらいいですか。	原則、水色又は薄い橙色がついていないところは自動入力としていますので、記入する必要はありません。 なお、記入例を作成していますので、併せてご確認ください。
4-6	記入方法について	給付決定通知の送付先を法人住所ではなく、事業所の住所に送ってほしいのですが、可能ですか。	決定通知は、法人住所(通知書送付先)の欄に記入の住所に送付します。

よくある質問 福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金(介護分) 5. 申請後の手続きについて

No	内容	質 問	回 答
5-1	申請後の手続きについて	申請後、どのような手続きが必要ですか。	支給が決定しましたら、申請書に記入いただいた住所へ、郵便にて支給を決定した旨の文書をお送りします。その後、県で振込みの手続きをいたします。
5-2	申請後の手続きについて	実績報告や、仕入控除税額の報告は必要ですか。	今回は用途を限定した補助ではないため、実績報告や仕入控除税額の報告は不要です。